

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)
 [平成25年10月～26年9月分]

別添1

平成27年1月23日

協議会名：四国中央市地域公共交通会議

評価対象事業名：陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
事業者名：宇田タクシー 運行系統名：川之江エリア	川之江エリア 区域運行 1日7便	利用者からの苦情等について、その都度各エリアの事業者へ伝え、利用しやすい状況づくりに努めた。また、今年度は2ヶ所で高齢者等にデマンドタクシーの説明を実施し、利用について事前登録の呼びかけをおこなった。今年度は、利用者の増と乗車効率向上を図るため、利用者のトリップ解析調査を実施することとした。	A 計画どおり事業は適切に実施されている。	B	他の交通機関との乗り継ぎ利用など、きめの細かな情報提供によって、利用時間帯の平準化を図るとともに、潜在的な需要の掘り起こしなどを進めていきたい。今後も、引き続き周知・広報に取り組み、登録や利用の拡大につなげていくとともに、今年度実施した利用者のトリップ解析調査の結果を踏まえ、乗車効率の向上を図るべく検討を行っていく。
事業者名：三島交通 運行系統名：三島エリア	三島エリア 区域運行 1日7便		A 計画どおり事業は適切に実施されている。	B	
事業者名：三島交通 運行系統名：三島嶺南エリア	三島嶺南エリア 区域運行 1日3往復		A 計画どおり事業は適切に実施されている。	B	
事業者名：三島交通 運行系統名：早期夜間便	早期夜間便 区域運行 1日1往復		A 計画どおり事業は適切に実施されている。	B	
[平成25年10月1日～平成26年8月27日] 事業者名：(株)松屋タクシー 運行系統名：土居エリア [平成26年8月28日～平成26年9月30日] 事業者名：三島交通(株) 運行系統名：土居エリア	土居エリア 区域運行 1日7便		A 計画どおり事業は適切に実施されている。	B	

【各評価項目の評価基準】

①事業実施の適切性

- A…事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された（されている）。
- B…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった（一部実施されない見込み）。
- C…事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった（実施されない見込み）。

②目標・効果達成状況

- A…事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）。
- B…事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）。
- C…事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）。